

# 朝向愛努文化的復興邁進—— 愛努文化財團的活動

アイヌ文化の復興を目指して——アイヌ文化財団の活動

Toward Revitalization of Ainu Culture: Activities of Foundation for Ainu Culture

文・圖 | 常本照樹 (愛努民族文化財團董事長、札幌大學教授)

譯者 | 陳由璋 (政治大學民族學系博士生、日本北海道大學愛努・先住民學講座博士生)

文責・圖 | 常本照樹 (アイヌ民族文化財団理事長、札幌大学教授)

訳者 | 陳由璋 (政治大学民族学学科博士課程、北海道大学アイヌ・先住民学講座博士後期課程)

## 1 はじめに

足かけ4年にわたる本コラムの連載も、いよいよ最終回を迎えた。国立政治大学原住民族研究センターの企画に基づき、北海道大学アイヌ・先住民研究センターのメンバーが執筆したこのコラムは、アイヌ民族を、その歴史、文化、言語、政策などから多角的、総合的に紹介するもので、先住民に関心を持つ台湾の読者に暖かく迎えていただけたものと思う。

スタート時には北大の研究センター長として取りまとめに当たっていた筆者も、今年4月に北大を退職し、札幌大学に移るとともに、6月にアイヌ民族文化財団の第4代の理事長に就任した。そこで、今回は、これまでのコラムで紹介したアイヌ文化の復興を担う日本で唯一の公的組織であるアイヌ民族文化財団について紹介することにしたい。

なお、アイヌ民族文化財団第3代理事長として10年あまりにわたって活躍されてきた中村睦男先生(元北海道大学総長)が今年4月に急逝された。

## 1 前言

本專欄的連載前後大約歷經了4年，終於要迎接最終回了。本專欄基於國立政治大學原住民族研究中心的企劃，由北海道大學愛努・先住民研究中心的成員執筆，多方面、總和地介紹愛努民族的歷史、文化、語言、政策等，我想本專欄受到關注原住民族的台灣讀者們的溫馨支持。

專欄剛開始時，筆者我正擔任北海道大學愛努研究中心主任，今年4月退離北海道大學職務後，轉任到札幌大學，同時於6月就任愛努民族文化財團第4任董事長。在此，本次專欄我想介紹至今專欄介紹過擔任愛努文化復興的日本唯一公家組織——愛努民族文化財團。

此外，活躍10餘多年的愛努民族文化財團第3代董事長中村睦男老師(前北海道大學校長)於今年4月猝逝。因新冠病



アイヌ民族文化財団発足(右側が中村睦男理事長)。  
愛努民族文化財團成立(右為中村睦男董事長)。

コロナウイルス禍によって遅れてはいるが、ウポポイの開業を控えて財団への期待と責任が一層大きくなる中でのご逝去は痛恨の極みであるが、財団に関わる者の一人として、そのご遺志を継ぎ、これからもアイヌ文化の復興及びその社会的地位の向上に力を尽くしていきたい。

## 2 アイヌ文化振興・研究推進機構の誕生

1997年に制定されたアイヌ文化振興法7条は、「北海道開発庁長官(現・国土交通大臣)及び文部大臣(現・文部科学大臣)は、アイヌ文化の振興等を目的とする」法人を、「全国を通じて一に限り、[8]条に規定する業務を行う者として指定する」と規定していた。同法6条に言う「アイヌ文化の振

毒肆虐造成UPOPOY開幕延宕，面臨UPOPOY開幕與對財團期待及責任更為加重之中，中村董事長的離世讓人極為痛心，我身為財團相關者的一員，希望能繼承他的遺志，今後也致力於愛努文化的復興與其社會地位之提升。

## 2 愛努文化振興・研究推進機構的誕生

1997年制訂的愛努文化振興法第7條，將「北海道開發廳長官(今・国土交通大臣)及文部大臣(今・文部科學大臣)，以振興愛努文化等為目的」之法人，規定為「全國上下僅限一處，指定為第〔8〕條所規定的業務執行者」。北海道



アイヌ工芸作品コンテストのポスター。  
愛努工芸作品競賞海報。

興等を図るための施策を総合的に実施」すべき地方自治体として政令219号により定められた北海道が、7条に言う法人として「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以下、機構と言う）」の設立準備に当たることになり、1997年6月27日に北海道開発庁及び文部省から民法34条に基づく公益法人として設立許可を受けた。同年7月1日に北海道札幌市内に事務所を、9月13日に東京都内にアイヌ文化交流センターを開設し、続いて11月26日に上記7条に言う法人としての指定を受け、準備段階を経て1999年度頃から年間を通じた恒常的な事業を実施するようになった。

初代の理事長には、ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の中心メンバーの一人であった佐々木高明・前国立民族学博物館長が、副理事長に笹村二郎・北海道ウタリ協会理事長が就任した。理事15名のうちアイヌ民族から7名、評議員18名のうち6名がアイヌであった。事業内容の具体

身為同法第6條所說應「實施為求愛努文化之振興等總和性政策」之地方政府並受到政令219號之訂定・為作為第7條所說法人而準備設立「財團法人愛努文化振興・研究推進機構（以下、稱為機構）」・1997年6月27日，收到北海道開發廳及文部省設立許可並為基於民法34條之公益法人。同年7月1日於北海道札幌市内開設事務所，9月13日於東京都内開設愛努文化交流中心，之後11月26日以上述第7條所說法人收到制定，經過準備階段後，從1999年度左右開始實施整年度的恆常性事業。

第一任董事長由UTAR對策方式相關專家懇談會的中心成員之一的前國立民族學博物館館長佐々木高明擔任，副董事長為北海道UTAR協會董事長笹村二郎擔任。理事15名之中愛努民族為7名，評論員18名之中6名為愛努民族。事業內容的

的決定は事業運営委員会が行うこととされており、その委員長を含む委員11名の過半数をアイヌが占めていた。アイヌ文化振興法に関する国会審議の中で、文化振興事業の運営に当たってアイヌの人々の自発的意思の尊重が重要であることが指摘されており、機構の運営体制はこのような考え方を反映したものと言することができる。事務局職員は、アイヌも含み20人弱であった。

機構はアイヌ文化振興法8条の定める文化継承者の育成を含む文化振興、広報普及活動、調査研究などの業務を行うこととされており、アイヌ語講座、アイヌ語弁論大会、アイヌ生活文化再現アーカイブ、青少年の海外研修、工芸作品展、工芸作品コンテスト、各種セミナーやアイヌ文化フェスティバルの実施、文化アドバイザー派遣、学校用副読本作成、伝統的生活空間（イオル）再生事業、調査研究助成事業などを行ってきた。これらの活動に係る総支出額は年間7億円余りであり、それを国と北海道が半額ずつ負担していた。

具體決定是取決於事業營運委員會所做事務，包含其委員長的委員11名之半數為愛努族人。愛努文化振興法相關國會審議之中，就文化振興事業之營運，指摘出尊重愛努族人的自發性意向之重要，可說機構的營運體制反應出如此思考方式。事務局職員，包含愛努族人有近20人。

◎譯者註

ウタリ / UTAR為愛努語，意為同胞、親戚，此處採用愛努語的羅馬字表記，而非日本語UTARI的羅馬字表記。

機構進行包含愛努文化振興法第8條所訂定文化繼承者的養成之文化振興、廣告宣傳活動、調查研究等業務，進行過愛努語講座、愛努語辯論大會、愛努生活文化再現資料、青少年海外研修、工藝作品展、工藝作品競賽、各種講座、實施愛努文化祭、派遣文化指導員、製作學校使用的補充教材、傳統性生活空間（IWOR）再生事業、調查研究補助事業等。這些活



札幌大学ロビーでのアイヌ展示。  
札幌大學大廳的愛努展示。



シアター（ウボポイ体験交流ホール）のステージ。  
劇場（UPOPOY體驗交流大廳）的舞臺。



工事中のウポポイ（手前がシアター、奥が博物館）。  
施工中的UPOPOY（前為劇場、後為博物館）。



小学4年生用副読本。  
小學生4年級使用的補充教材。

### 3 アイヌ民族文化財団への移行

2009年に内閣官房長官に提出されたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書は、新しいアイヌ政策の「扇の要」として「民族共生の象徴となる空間」の設置を謳っていた。これはアイヌ文化復興のためのナショナルセンターとして、文化庁所管の国立アイヌ民族博物館及び国土交通省が所管するシアター、工房、伝統的家屋などを含む国立民族共生公園等で構成されることになったが、その管理運営は、文化庁及び国土交通省が指定する法人に一括して委託することとされていた。なお、この年の10月に第2代理事長の谷本一之先生（元北海道教育大学長）に代わって中村睦男先生が第3代理事長に就任されている。

機構は2017年6月にこの法人として指定され、1984年から象徴空間予定地である白老町ポロト湖畔で博物館を運営していた一般財団法人アイヌ民族

動相關總支出金額年額為7億多日元，此由國家與北海道各負擔一半金額。

#### ◎ 譯者註

イオル / IWOR為愛努語，為傳統生活空間，如獵場、魚場等空間，IWOR為愛努語羅馬字表記，日本語的羅馬字表記為IWORU。

### 3 移轉到愛努民族文化財團

2009年内閣官房長官所提出的愛努政策方式相關專家懇談會報告書中表示，作為新的愛努政策的「核心」，推崇設置「民族共生象徴之空間」。這處作為愛努文化復興的國立中心，以包含文化廳管轄的國立愛努民族博物館及国土交通省所管轄劇場、工作房、傳統性家屋等之國立民族共生公園等所構成，其營運管理則全數委託文化廳及国土交通省所指定的法人。

博物館を吸収合併して、2018年4月に公益財団法人アイヌ民族文化財団に名称を変更した。

2019年4月に制定されたアイヌ施策推進法は、アイヌ文化振興法の内容を吸収するとともに、アイヌ民族文化財団の根拠法となった。これ以降、同財団は、それまでのアイヌ文化振興事業に加えて民族共生象徴空間（ウポポイ）の管理運営も担当し、職員総数もそれまでの10倍の約200人に達する大きな組織としてアイヌの文化復興及び社会的地位の向上という重要な任務を一手に担うことになったのである。◆

另外，這一年10月第2任董事長的谷本一之老師（前北海道教育大學校長）交棒，由中村睦男老師就任第3代董事長。

機構則於2017年6月被指定為該當法人，吸收合併了從1984年開始於象徴空間預定地之白老町POROTO湖畔營運博物館之一般財団法人愛努民族博物館，2018年4月變更名稱為公益財団法人愛努民族文化財團。

2019年4月所制定的愛努施策推進法，吸收了愛努文化振興法的内容，同時也成為愛努民族文化財團的依據法。至此之後，同財團，至此為止的愛努文化振興事業之外，也承民族共生象徴空間（UPOPOY）的營運管理，職員總人數也為之前的10倍，作為人數達到約200人的大型組織，一肩承擔愛努文化復興以及社會地位提升此重要任務。◆

#### 作者簡介 | プロフィール

##### 常本照樹（つねもと てるぎ）

アイヌ民族文化財団理事長  
札幌大学地域共創学群教授

北海道生まれ。専門は憲法学。1983年北海道大学大学院修了（法学博士）。カリフォルニア大学バークレー校、ロンドン大学SOAS及びハーバード大学研究員、北海道大学大学院法学研究科教授、法学研究科・法学部長、アイヌ・先住民研究センター長などを経て2020年から現職。2008年から09年まで「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」、2009年から「アイヌ政策推進会議」の委員（政策推進作業部会長）を務める。アイヌ政策に関する中文著作として、「愛努族政策實施推動法之特色與意義」原教界88号（2019）、「原住民族政策觀點下的日本愛努民族政策」原住民族委員會『台灣原住民族法學』第三期（2017）など。



##### 常本照樹（TSUNEMOTO Teruki）

愛努民族文化財團董事長  
札幌大學地域共創學群教授

北海道出生，專業領域為憲法學。1983年北海道大學研究所畢業（法學博士）。曾任加州大學柏克萊分校、倫敦大學SOAS及哈佛大學研究員、北海道大學大学院法學研究科教授、法學研究科・法學部長、愛努・先住民研究中心主任等職，2020年開始就任現職。擔任2008年至2009年「愛努政策方式相關專家懇談會」、2009年起「愛努政策推進會議」的委員（政策推進作業部會長）。愛努政策有關中文著作有〈愛努族政策實施推動法之特色與意義〉《原教界88期》（2019）、〈原住民族政策觀點下的日本愛努民族政策〉原住民族委員會《台灣原住民族法學》第三期（2017）等文。